

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 16 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(粗大ごみ) 第 4 条の 2 条例第 4 条の市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが瀬戸市指定のごみ袋に入らないものであって、別表第 1 に掲げるものとする。 <u>ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。</u>		(粗大ごみ) 第 4 条の 2 条例第 4 条の市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが瀬戸市指定のごみ袋に入らないものであって、別表第 1 に掲げるものとする。	
別表第 1（第 4 条の 2 関係）		別表第 1（第 4 条の 2 関係）	
種目	品名	種目	品名
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
楽器、遊具類	<省略>	楽器、遊具類	<省略>
破碎不適物類	<u>レンガ</u> <u>コンクリートブロック</u> <u>つけもの石</u> <u>タイル</u> <u>物干し台</u> <u>側溝の蓋</u> <u>かわら</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。